

平成 23 年 11 月 30 日

市民安全課  
電話：0742-34-4930

「(仮称)奈良市暴力団排除条例(案)」に対する意見の募集について

「(仮称)奈良市暴力団排除条例(案)」を制定するにあたり、広く市民の皆様からの意見を募集します。

1. 目的

本市として、暴力団排除に関する基本理念、市並びに市民及び事業者の役割と施策の基本となる事項等を定める暴力団排除条例を制定するにあたり、広く市民の皆さんのご意見を伺うため。

2. 意見募集の期間

平成 23 年 12 月 1 日から同年 12 月 28 日まで

3. 意見を提出できる個人及び団体

市内在住・在勤・在学の個人、市内に事務所・事業所を有する個人及び法人その他の団体など

4. 閲覧場所

市役所市民安全課、文書法制課、西部・東部・北部各出張所、月ヶ瀬・都祁各行政センター

5. 意見の提出方法

表題に「(仮称)奈良市暴力団排除条例(案)」に対する意見」と明記し、意見、氏名、住所及び年齢を記載し、市役所市民安全課へ郵送又は信書便、FAX・電子メール・持参のいずれかの方法で提出してください。(12月28日必着)

6. 今後のスケジュール

3月議会の議決を得て、平成24年4月施行を予定

7. 暴力団排除条例制定状況

奈良県の他市の状況

別紙のとおり

中核市の状況

<制定済> (平成23年11月21日現在)

豊橋市 豊田市 和歌山市 下関市 松山市 高知市  
久留米市 大分市

(別紙)

	条例の施行予定日
奈良市	平成24年4月1日
大和高田市	平成24年4月1日
大和郡山市	平成24年4月1日
橿原市	平成24年4月1日
桜井市	平成24年4月1日
五條市	平成24年4月1日
御所市	平成24年4月1日
生駒市	平成24年4月1日
香芝市	平成24年4月1日
葛城市	平成24年4月1日
宇陀市	平成24年4月1日
天理市	平成24年4月1日

## 「（仮称）奈良市暴力団排除条例（案）」の概要

### 背景及び条例制定の必要性

全国には暴力団構成員等が約 8 万 9 0 0 人存在し、その勢力の一極集中化が進んでおります。奈良県内（以下「県内」という。）においては、19 組織、約 3 0 0 人の勢力が存在し、あらゆる社会経済活動に入り込んでいます。また、全国的には、一般市民が標的となったものを含め暴力団員によるとみられる発砲事件が相次ぎ、県内においても平成 2 0 年以降毎年、発砲事件が発生しているなど、暴力団による悪質、危険な事件が跡を絶ちません。

暴力団排除の気運が高まりを見せ、警察と行政機関の連携によって公営住宅や公共事業から暴力団を排除する施策が導入されたのをはじめ、証券業界、建設業界等でも取引からの暴力団等反社会的勢力の介入排除について取り組まれています。

暴力団を壊滅させるには資金源遮断が最も有効ですが、近年、暴力団は市民の生活及び社会経済活動に介入して様々な犯罪を引き起こし、企業、事業者や行政機関を対象とした不当要求行為により水面下での資金獲得活動を活発化させています。

資金源を封じ込めるには、暴力団排除活動をさらに推し進め、暴力団を社会から孤立させなければならず、「社会対暴力団」という構図のもと、市民、事業者、自治体がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって暴力団をなくす活動に取り組む必要があります。

こうした必要性から奈良県（以下「県」という。）では本年 7 月 1 日に「奈良県暴力団排除条例」が施行され、暴力団をなくす活動に取り組んでいますが、本市においても県条例の方向性や施策と整合を図ったうえで、暴力団に真に打撃を与え、暴力団を封じ込めるための暴力団排除活動に係る施策を検討し、市民の安全で平穏な生活の実現と社会経済活動の健全な発展に寄与することが必要であります。

### 基本理念・市の役割等

#### 【基本理念】

暴力団の排除は、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市、市民、事業者、関係機関等（暴力団の排除のための活動を行う団体をいいます。以下同じ。）及び県が相互に連携、協力して推進するものとします。

#### 【市の役割】

市は、市民、事業者、関係機関等及び県と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとします。

#### 【市民及び事業者の役割】

市民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。

事業者は、事業において、暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。

市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、これを市又は市の区域を管轄する警察機関に情報を提供するように努めるものとします。

#### 暴力団の排除に関する基本的施策等

##### 【市の事務及び事業における措置】

市は、全ての市の事務及び事業から、暴力団並びに暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を排除するために必要な措置を講じるものとします。

##### 【市の公の施設の使用における措置】

市長等は、市が設置した公の施設の使用又は利用（以下「使用等」という。）が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるときは他の条例の規定にかかわらず、使用等の承認又は許可（以下「承認等」という。）をしないものとします。

市長等は、公の施設の使用等の承認等をした後において、使用等が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるときは、他の条例の規定にかかわらず、使用等の承認等を取り消し、又は使用等を制限し、若しくは使用等の停止を命ずることができるものとします。この場合において、使用等の承認等を受けた者に損害が生ずることがあっても、市長等は、その賠償の責めを負わないこととします。

##### 【市民、事業者及び関係機関等に対する支援】

市は、市民、事業者及び関係機関等が暴力団の排除のための活動を自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします。

##### 【広報及び啓発】

市は、関係機関等及び県と連携し、暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発を行うものとします。

## 青少年の健全な育成を図るための措置

### 【青少年に対する教育的措置】

市は、中学校及び高等学校において、生徒が暴力団に加入しないよう、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、県が講ずる措置との整合を図りながら、適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

## 暴力団の威力の利用の禁止

### 【暴力団の威力の利用の禁止】

市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等のための暴力団員等の利用、自己が暴力団員と関係があることを認識させることによる相手方への威圧その他の暴力団の威力の利用をしてはならないものとします。

## 暴力団員等に対する利益の供与の禁止

### 【利益の供与の禁止】

市民及び事業者は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなる金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとします。